

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 1 号
件 名	第 1 号介護保険料について
要 旨	<p>介護保険が始まってことしで11年目です。私は、介護保険課に「介護保険料の各段階の年額に大きな差額があります」と問い合わせました。その内容は、現在の保険料の段階は11段階で、段階が少ないほど低所得者、段階が多いほど高所得者です。</p> <p>高所得者の第11段階と第10段階の年額の差額は5,600円、第10段階と第9段階の差額は5,700円であるのに対して、第3段階と第2段階の年額の差額は1万6,900円、第4段階と第3段階の差額は1万3,000円、第6段階と第5段階の差額は1万1,300円、第9段階と第8段階の差額は1万6,900円です。</p> <p>これでおわかりと思いますが、年額の差額に2倍から3倍の差があります。なぜ、このような差額が生じたのか介護保険課に問い合わせましたが明確な御回答はなく、私が主張する年額の差額の解消のみに着目した見直しは難しいとのこと。しかし、この各段階の年額の条件は、合計所得から決まっているから是正が必要です。</p> <p>見直しが難しい理由がわかりませんが、私の推測では、介護保険制度が始まったときから合計所得による段階から年額の差額があったのに気づかず、今さら差額をなるだけ均等にできないからだと思います。</p> <p>しかし、これを放置すると合計所得の少ない人ほど年額の差額バランスが悪い状態が続く、高所得者ほど年額を納めるのが少ない状態が続く半永久に非常に不公平です。これは役所がつくった社会格差です。介護保険は、介護の問題を社会全体で支える仕組みで始まりましたので、現在の年額の保険料を早急に改正する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 1 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 23 年 11 月 15 日 第 4 2 5 号

陳情第21号

65歳以上の私たちが介護保険料を納める条件は合計所得等しかありませんことに御理解いただき、ぜひ、改正をお願いし、下記の事項について陳情します。

記

- 1 介護保険料の各段階の年額差額を解消すること。